

製品名	製造販売業者名	機能区分番号	機能区分名	算定単位	材料価格	適用開始日	特定器材コード	経過措置1 材料価格	経過措置1 適用開始日	経過措置2 材料価格	経過措置2 適用開始日	経過措置3 材料価格	経過措置3 適用開始日	備考
メディカーボ・ヒップネイル ラグスクリュー	ビー・アイ・テック	Ⅱ-073-(1)-(2)-イ	髓内釘／髓内釘／大腿骨頭部型／X線透過型	-	159000	2022/12/01	736260000	-	-	-	-	-	-	
メディカーボ・ヒップネイル ネイル	ビー・アイ・テック	Ⅱ-073-(2)-(2)-イ	髓内釘／横止めスクリュー／大腿骨頭部型／X線透過型	-	38100	2022/12/01	736270000	-	-	-	-	-	-	
A c Q M a p マッピングカテーテル	バイオロニックスジャパン	Ⅱ-114-(2)-(7)	体外式ベースメーカー用カテーテル電極／心臓電気生理学的検査機能付加型／心腔内超音波検査機能付加型・心房内・心室内全域型	-	423000	2022/12/01	739300000	-	-	-	-	-	-	
C 2 コロナリー I V L カテーテル	西京バイオテック	Ⅱ-130-(4)-(2)	心臓手術用カテーテル／特殊カテーテル／破砕型	-	429000	2022/12/01	739310000	-	-	-	-	-	-	
サージセル・アブソーバブル・ヘモスタットM D 織布型（ガーゼ型、ニューニット）	ジョンソン・エンド・ジョンソン	Ⅱ-151-(2)	デンプン由来吸収性局所止血材／織布型	1cm2当たり	48	2022/12/01	710010292	-	-	-	-	-	-	
再製造心腔内超音波カテーテルV	日本ストライカー	Ⅱ-168-(3)-(1)	心腔内超音波プローブ／再製造／標準型	-	209000	2022/12/01	710011174	-	-	-	-	-	-	
Niti-S E U S-BD用システム	センチュリーメディカル	Ⅱ-220	経消化管胆道ドレナージステント	-	289000	2022/12/01	710011175	-	-	-	-	-	-	
補助循環システム H L S S E T A d v a n c e d-L T	ゲディンゲグループ・ジャパン	Ⅱ-221	経皮的心肺補助システム	-	535000	2022/12/01	710011176	-	-	-	-	-	-	

令和4年12月1日より、上記製品が保険収載されました。

Ⅱ-073 髄内釘（厚生労働省発出事項）

青字：保医発0831第4号／令和4年8月31日にて改正
赤字：保医発1130第2号／令和4年11月30日にて改正
赤字：事務連絡／令和5年1月31日にて訂正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」又は「機械器具（１２）理学診療用器具」であって、一般の名称が「体内固定用ネジ」、「体内固定用ナット」、「体内固定用大腿骨髄内釘」、「体内固定用脛骨髄内釘」、「体内固定用上肢髄内釘」、「体内固定用肋骨髄内釘」又は「手術用ナビゲーションユニット」であること。 2 骨折の固定若しくは安定、骨長の調整、変形の矯正、骨切り術又は関節固定を目的に、長管骨の骨髓腔内、肋骨の骨髓腔内又は楔状骨内に挿入して使用する固定材料であること。
----	---

機能区分	構造、使用目的及び材質により、髄内釘（４-５-６区分）、横止めスクリュー（３-４区分）、ナット及び位置情報表示装置（プローブ・ドリル）の合計９-１-０-１-２区分に区分する。
------	---

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-073-(1)-①	髄内釘／標準型	131000	髄内釘・F 4－a	736000000	次のいずれにも該当すること。 （ア）骨髓腔内又は楔状骨内に挿入する釘（付属品及び軟部組織侵入防止栓（エンドキャップ）を含む。）であること。 （イ）単数にて使用されるものであること。 （ウ） 〔髄内釘／大腿骨頸部型〕、〔髄内釘／可変延長型〕、〔髄内釘／骨型〕 〔「髄内釘／大腿骨頸部型」の全て〕、〔 脛内釘／集束型 〕、〔髄内釘／可変延長型〕、〔髄内釘／肋骨型〕に該当しないこと。
Ⅱ-073-(1)-②-ア	髄内釘／大腿骨頸部型／標準型	151000	髄内釘・F 4－c	736010000	次のいずれにも該当すること。 （ア）大腿骨頸部に挿入し大腿骨頸部を固定する機能を有する釘（付属品及び軟部組織侵入防止栓（エンドキャップ）を含む。）であること。 （イ）単数にて使用されるものであること。
Ⅱ-073-(1)-②-イ	髄内釘／大腿骨頸部型／X線透過型	159000	—	736260000	次のいずれにも該当すること。 （ア）大腿骨頸部に挿入し大腿骨頸部を固定する機能を有する釘であり、炭素繊維強化樹脂製であってX線透過性を有していること。 （イ）付属品及び軟部組織侵入防止栓（エンドキャップ）を含んでいること。 （ウ）単数にて使用されるものであること。
Ⅱ-073-(1)-③	髄内釘／集束型	6710	髄内釘・F 4－d	736020000	骨髓腔内に複数挿入して固定する釘（付属品を含む。）であること。
Ⅱ-073-(1)-④	髄内釘／可変延長型	301000	髄内釘・F 4－e	736030000	次のいずれにも該当すること。 （ア）骨の成長に伴い、術後に釘長が伸縮する機能を有する釘（付属品及び軟部組織侵入防止栓（エンドキャップ）を含む。）であること。 （イ）単数にて使用されるものであること。 （ウ）骨長の調整を目的に使用されるものであること。
Ⅱ-073-(1)-⑤	髄内釘／肋骨型	55600	—	739290000	次のいずれにも該当すること。 （ア）肋骨の髄内に挿入し、スクリューを用いて肋骨を固定する機能を有する釘であること。 （イ）単数にて使用されるものであること。
Ⅱ-073-(2)-①	横止めスクリュー／標準型	15000	髄内釘・F 4－f－1	736040000	次のいずれにも該当すること。 （ア）髄内釘に専用で使用される螺子又はピンであること。 （イ）〔「横止めスクリュー／大腿骨頸部型」の全て〕、〔横止めスクリュー／特殊型〕に該当しないこと。

Ⅱ-073 髄内釘（厚生労働省発出事項）

青字：保医発0831第4号／令和4年8月31日にて改正
 赤字：保医発1130第2号／令和4年11月30日にて改正
 赤字：事務連絡／令和5年1月31日にて訂正

Ⅱ-073-(2)-②-ア	横止めスクリユー／大腿骨頸部型／標準型	34000	髄内釘・F 4－f－2	736050000	次のいずれにも該当すること。 （ア）髄内釘に専用で使用される螺子又はブレードであること。 （イ）大腿骨頸部に挿入し、骨折部の圧迫固定や回旋防止に使用するものであること。
Ⅱ-073-(2)-②-イ	横止めスクリユー／大腿骨頸部型／X線透過型	38100	-	736270000	次のいずれにも該当すること。 （ア）髄内釘に専用で使用される螺子又はブレードであり、炭素繊維強化樹脂製であってX線透過性を有していること。 （イ）大腿骨頸部に挿入し、骨折部の圧迫固定や回旋防止に使用するものであること。
Ⅱ-073-(2)-③	横止めスクリユー／特殊型	17100	髄内釘・F 4－f－3	710010736	次のいずれにも該当すること。 （ア）髄内釘に専用で使用される螺子であること。 （イ）上腕骨近位側に挿入し、骨折部の回旋防止に使用するものであること。 （ウ）螺子のヘッド部分に他の螺子を挿入するためのスクリユーホールを有していること。
Ⅱ-073-(3)	ナット	19800	髄内釘・F 4－j	736060000	次のいずれにも該当すること。 （ア）髄内釘に専用で使用されるものであること。 （イ）円盤状の形状であって中央の孔にネジ山を有するもの（ナット）であること。
Ⅱ-073-(4)	位置情報表示装置（プローブ・ドリル）	23400	髄内釘・F 4－k	710010722	ネイルプローブとドリルを共に含むもので、ネイルプローブは先端にセンサーを内蔵し、電磁場を利用して髄内釘の位置情報を表示するための機器と併せて用いるものであること。

留 意 事 項	(該当なし)
------------------	--------

Ⅱ-114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発1130第2号／令和4年11月30日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般の名称が「経食道ペースメーカーリード」、「経食道体外型心臓ペースメーカー用電極」、「体外式ペースメーカー用心臓電極」若しくは「ヘパリン使用体外式ペースメーカー用心臓電極」、類別が「機械器具（21）内臓機能検査用器具」であって、一般の名称が「心臓カテーテル付検査装置」又は「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「心臓用カテーテル型電極」、「再製造心臓用カテーテル型電極」、「ヘパリン使用心臓用カテーテル型電極」、「バルーン付ペーシング向け循環器用カテーテル」若しくは「ヘパリン使用バルーン付ペーシング向け循環器用カテーテル」であること。 2 一時的心臓ペーシング、又は一時的心臓ペーシング及び心臓電気生理学的検査を目的に、経皮経管的に心臓内に留置して使用するカテーテル又は経食道的に心臓ペーシングを行うカテーテルであること。 3 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテルに該当しないこと。
----	--

の機能考 え区 分	構造、付加機能及び使用部位により、一時ペーシング型、心臓電気生理学的検査機能付加型（ 6・7 区分）及び再製造（2区分）の合計 9・10 区分に区分する。
-----------------	---

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-114-(1)	一時ペーシング型	15100	カテ電極・一時ペーシング型	737010000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 一時ペーシング機能を有するカテーテル電極であること。 (イ) 〔「心臓電気生理学的検査機能付加型」の全て〕、〔「再製造」の全て〕に該当しないこと。
Ⅱ-114-(2)-①	心臓電気生理学的検査機能付加型／標準型	46800	カテ電極・機能付加型・Ⅰ	737020000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 一時ペーシング機能を有するカテーテル電極であること。 (イ) 心臓電気生理学的検査機能を有すること。 (ウ) 心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、電極数が3極以上6極未満であること。 (エ) 〔心臓電気生理学的検査機能付加型／冠状静脈洞型〕、〔心臓電気生理学的検査機能付加型／房室弁輪部型〕、〔心房内・心室内全域型〕、〔温度センサー付き〕、〔除細動機能付き〕、 〔心腔内超音波検査機能付加型・心房内・心室内全域型〕 、〔「再製造」の全て〕に該当しないこと。
Ⅱ-114-(2)-②	心臓電気生理学的検査機能付加型／冠状静脈洞型	66100	カテ電極・機能付加型・Ⅱ	737030000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 一時ペーシング機能を有するカテーテル電極であること。 (イ) 心臓電気生理学的検査機能を有すること。 (ウ) 主として冠状静脈洞部の心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、電極数が6極以上20極未満であること。
Ⅱ-114-(2)-③	心臓電気生理学的検査機能付加型／房室弁輪部型	152000	カテ電極・機能付加型・Ⅲ	737040000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 一時ペーシング機能を有するカテーテル電極であること。 (イ) 心臓電気生理学的検査機能を有すること。 (ウ) 主として房室弁輪部の心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、電極数が20極以上40極未満であること。 (エ) 〔再製造／房室弁輪部型〕に該当しないこと。
Ⅱ-114-(2)-④	心臓電気生理学的検査機能付加型／心房内・心室内全域型	403000	カテ電極・機能付加型・Ⅳ	737050000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 一時ペーシング機能を有するカテーテル電極であること。 (イ) 心臓電気生理学的検査機能を有すること。 (ウ) 主として心房内又は心室内全域の心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、電極数が40極以上であること若しくは心房内又は心室内全域の心臓電気生理学的検査を行うことが可能であって多電位差測定に必要な情報処理をするための磁気センサーを有すること。
Ⅱ-114-(2)-⑤	心臓電気生理学的検査機能付加型／温度センサー付き	85400	カテ電極・機能付加型・Ⅵ	710010645	次のいずれにも該当すること。 (ア) 一時ペーシング機能を有するカテーテル電極であること。 (イ) 心臓電気生理学的検査機能を有すること。 (ウ) 心臓電気生理学的検査を行うための電極を有すること。 (エ) 食道内の温度を連続的に測定するセンサーを複数有し、概ね16度の上昇を1秒以内に測定できるものであること。

Ⅱ-114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発1130第2号／令和4年11月30日にて改正

Ⅱ-114-(2)-⑥	心臓電気生理学的検査機能付加型／除細動機能付き	214000	カテ電極・機能付加型・Ⅶ	710010696	次のいずれにも該当すること。 (ア) 一時ペーシング機能を有するカテーテル電極であること。 (イ) 心臓電気生理学的検査機能を有すること。 (ウ) 主として心房内及び冠状静脈洞部の心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、電極数が20極以上であること。 (エ) 経皮的カテーテル心筋焼灼術又は心臓電気生理学的検査を実施する際に発生した心房性不整脈に対して、電気的除細動を行うことができるカテーテル電極であること。
Ⅱ-114-(2)-⑦	心臓電気生理学的検査機能付加型／心腔内超音波検査機能付加型・心房内・心室内全域型	423000	-	739300000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 一時ペーシング機能を有するカテーテル電極であること。 (イ) 心臓電気生理学的検査機能を有すること。 (ウ) 主として心房内又は心室内全域の心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、電極数が40極以上であること又は心房内若しくは心室内全域の心臓電気生理学的検査を行うことが可能であって、超音波トランスデューサーが30個以上あり心房内又は心室内全域の解剖学的再構築画像及び非接触電位図のマップを作成する機能を有すること。
Ⅱ-114-(3)-①	再製造／冠状静脈洞型	51400	再製造・カテ電極・機能付加型・Ⅱ	710011126	次のいずれにも該当すること。 (ア) 一時ペーシング機能を有するカテーテル電極であること。 (イ) 心臓電気生理学的検査機能を有すること。 (ウ) 主として冠状静脈洞部の心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、電極数が6極以上20極未満であること。 (エ) 〔心臓電気生理学的検査機能付加型／冠状静脈洞型〕の再製造品であること。
Ⅱ-114-(3)-②	再製造／房室弁輪部型	98200	再製造・カテ電極・機能付加型・Ⅲ	721009000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 一時ペーシング機能を有するカテーテル電極であること。 (イ) 心臓電気生理学的検査機能を有すること。 (ウ) 主として房室弁輪部の心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、電極数が20極以上40極未満であること。 (エ) 〔心臓電気生理学的検査機能付加型／房室弁輪部型〕の再製造品であること。

留 意 事 項	【Ⅱ-114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極】 (1) 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。 (2) 再製造の冠状静脈洞型又は房室弁輪部型を使用する場合は、再製造品であることについて文書を用いて患者に説明すること。
------------------	---

Ⅱ-123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル（厚生労働省発出事項）

青字：保医発0428第6号／令和4年4月28日にて改正

赤字：保医発0930第7号／令和4年9月30日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 - 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（２９）電気手術器」であって、一般的名称が「汎用電気手術ユニット」若しくは「経皮心筋焼灼術用電気手術ユニット」、又は類別が「機械器具（５１）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「アブレーション向け循環器用カテーテル」であること。 - 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的に使用する高周波電流等による心筋焼灼用又は冷凍アブレーション用のカテーテルであること。 - 体外式ペースメーカー用カテーテル電極に該当しないこと。
----	--

の機能考 え区 分	構造により、熱アブレーション用（６区分）及び冷凍アブレーション用（２区分）の合計８区分に区分する。
-----------------	---

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-123-(1)-①	熱アブレーション用／標準型	117000	－	728100000	次のいずれにも該当すること。 （ア）経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的として使用する高周波電流等、熱による心筋焼灼用のカテーテルであること。 （イ）〔イリゲーション型〕に該当しないこと。 （ウ）バルーン構造を有さないこと。
Ⅱ-123-(1)-②	熱アブレーション用／イリゲーション型	140000	－	710010604	次のいずれにも該当すること。 （ア）経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に心房粗動又は心房細動の治療を目的として使用する高周波電流等、熱による心筋焼灼用のカテーテルであること。 （イ）カテーテルの先端部を冷却する機能を有すること。 （ウ）バルーン構造を有さないこと。
Ⅱ-123-(1)-③	熱アブレーション用／バルーン型	505000	－	710010950	薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性又は持続性心房細動の治療を目的として使用する高周波電流等、熱による心筋焼灼用のバルーンカテーテルであること。
Ⅱ-123-(1)-④	熱アブレーション用／体外式ペースング機能付き	293000	－	710010082	次のいずれにも該当すること。 （ア）一時ペースング機能を有するカテーテル電極であること。 （イ）心臓電気生理学的検査機能を有すること。 （ウ）主として心房内又は心室内全域の心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、心房内又は心室内全域の心臓電気生理学的検査を行うことが可能であって多電位差測定に必要な情報処理をするための磁気センサーを有すること。 （エ）経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的に使用する高周波電流による心筋焼灼用のカテーテル電極であること。
Ⅱ-123-(1)-⑤	熱アブレーション用／体外式ペースング機能付き・特殊型	395000	－	710010694	次のいずれにも該当すること。 （ア）一時ペースング機能を有するカテーテル電極であること。 （イ）心臓電気生理学的検査機能を有すること。 （ウ）主として心房内又は心室内全域の心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、心房内又は心室内全域の心臓電気生理学的検査を行うことが可能であって多電位差測定に必要な情報処理をするための磁気センサーを有すること。 （エ）経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的に使用する高周波電流による心筋焼灼用のカテーテル電極であること。 （オ）心組織との接触状況の情報を取得できる機能を有すること。

Ⅱ-123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル（厚生労働省発出事項）

青字：保医発0428第6号／令和4年4月28日にて改正

赤字：保医発0930第7号／令和4年9月30日にて改正

Ⅱ-123-(1)-⑥	熱アブレーション用／体外式ペースティング機能付き・組織表面温度測定型	310000	—	710011155	次のいずれにも該当すること。 （ア）一時ペースティング機能を有するカテーテル電極であること。 （イ）心臓電気生理学的検査機能を有すること。 （ウ）経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的に使用する高周波電流による心筋焼灼用のカテーテル電極であること。 （エ）カテーテル先端が熱拡散率に優れた素材（ダイヤモンド）でできており、組織表面温度情報を取得できる機能を有すること。
Ⅱ-123-(2)-①	冷凍アブレーション用／バルーン型	649000	—	710010840	薬剤抵抗性を有する 再発性症候性の発作性 心房細動（薬剤抵抗性を含む。） 又は 薬剤抵抗性を有する症候性の 持続性心房細動の治療を目的として使用する冷凍アブレーション用のバルーンカテーテルであること。
Ⅱ-123-(2)-②	冷凍アブレーション用／標準型	144000	—	710010841	（ア）次のいずれかに該当すること。 （i） 薬剤抵抗性を有する 再発性症候性の発作性 心房細動（薬剤抵抗性を含む。） 又は 薬剤抵抗性を有する症候性の 持続性心房細動の治療を目的とするバルーンカテーテルを用いた冷凍アブレーションを補完するために使用する、冷凍による心筋焼灼用のカテーテルであること。 （ii）房室結節リエントリー性頻拍（AVNRT）の治療に使用する冷凍による心筋焼灼用のカテーテルであること。 （イ）バルーン構造を有さないこと。

留 意 事 項	【Ⅱ－１２３ 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル】 熱アブレーション用の「体外式ペースティング機能付き」又は「体外式ペースティング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「Ｋ５９５」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。				
------------------	--	--	--	--	--

Ⅱ-130 心臓手術用カテーテル（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発1130第2号／令和4年11月30日にて改正

定義	(該当なし)
----	--------

の機能区分	術式、使用目的及び構造により、経皮的冠動脈形成術用カテーテル（6区分）、冠動脈狭窄部貫通用カテーテル、冠動脈用ステントセット（4区分）、特殊カテーテル（2区分）、弁拡張用カテーテル及び心房中隔欠損作成術用カテーテル（2区分）の合計 1-5-1-6 区分に区分する。
-------	---

(4) 特殊カテーテル

定義	次のうち、 1から3までアからウまでの いずれにも該当すること、 1及び4ア及びエ のいずれにも該当すること又は 1、6及び6ア、オ及びカ のいずれにも該当すること又は ア及びキのいずれにも該当すること 。 1ア 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテル」、「アテローム切除型血管形成術用カテーテル」又は「レーザ式血管形成術用カテーテル」であること。 2イ 経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）を実施するに際し、冠動脈内のアテローム塊又は石灰化した狭窄病変の切除を目的に冠動脈内に挿入して使用するカテーテル（アドバンサーを含む。）であること。 3ウ 高速回転をする先端バーにより、狭窄病変を切除するものであって、アテローム塊等を体外に除去する必要があるものではないものであること。 4エ 経皮的冠動脈形成術が困難な病変に対して、冠動脈に挿入し、カテーテルの先端から照射されるエキシマレーザによって動脈硬化組織を蒸散させ、冠動脈狭窄部を開存させることを目的としたカテーテルであること。 5オ 経皮的冠動脈粥腫切除術を実施するに際し、冠動脈内のアテローム塊等の切除を目的に冠動脈内に挿入して使用するカテーテル（モータードライブ等の付属品を含む。）であること。 6カ カテーテル先端近くの回転式カッターによりアテローム塊等を切除するものであって、カテーテルの先端部に切除塊を取り込む構造を有し、切除されたアテローム塊等を体外に除去する機能を有するものであること。 キ 新規の冠動脈重度石灰化病変を破碎し、血管内の狭窄部拡張を行うために使用するカテーテル（駆動装置等の付属品を含む。）であること。
----	--

の機能区分	使用目的及び構造により、 切削型及び破碎型の合計2区分に区分する。
-------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-130-(4)-①	切削型	207000	-	730700000	〔破碎型〕に該当しないこと。
Ⅱ-130-(4)-②	破碎型	429000	-	739310000	次のいずれにも該当すること。 (i) 新規の冠動脈重度石灰化病変を破碎し、血管内の狭窄部拡張を行うために使用するカテーテル（駆動装置等の付属品を含む。）であること。 (ii) カテーテル遠位部にバルーンを有し、バルーンを介して音圧パルスを送達し石灰化病変に伝達し破碎する機能を有するものであること。

留意事項	【Ⅱ-130 心臓手術用カテーテル】 (1) 心臓手術用カテーテルに併用されるガイドワイヤー等の特定保険医療材料は別途算定できる。 (2) (略) (3) 特定保険医療材料以外の保険医療材料であって心臓手術用カテーテルに併用されるもの（三方活栓、延長チューブ、インデフレーター等）は算定できない。 (4) ～(7) (略) (8) 特殊カテーテル・ 切削型 のうち、高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルの材料価格には、同時に使用されるモータードライブユニット等（アドバンサー、カッターカテーテル、止血弁等）の費用が含まれ別に算定できない。 (9) 特殊カテーテル・破碎型は、石灰化スコアが3以上の新規冠動脈病変に対して使用された場合に限り算定できる。
------	--

Ⅱ-144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発1130第2号／令和4年11月30日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「除細動機能付植込み型両心室ペーシングパルスジェネレータ」であること。 2 心室性頻拍等の治療を目的として、体内に植え込み、心室センシング、ペーシング、抗頻拍ペーシング治療及び除細動を行うものであること。 3 胸部に植え込みが可能なるものであること。 4 除細動器本体が除細動用電極の機能を有するものであること。 5 心房及び両心室に電気刺激を与えるペーシング機能を有するものであること。
----	--

機能区分の考え	両室ペーシング機能付き植込み型除細動器は、次に規定する機能の有無等により、単極又は双極用（4区分）及び4極用（4区分）の合計8区分に区分する。 1 接続する左室リードの電極数の違い 2 右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能の有無 3 頻拍変動感知型抗上室性頻拍ペーシング治療機能（抗上室性頻拍ペーシング治療機能に加え、抗上室性頻拍ペーシング治療を行うも上室性頻拍が停止せず、同一エピソード内の上室性頻拍において、サイクル長及び規則性の変化を検知した場合又は一定の時間を経過した場合に、リズムやタイミングを変えた抗上室性頻拍ペーシングを繰り返し行う機能をいう。）の有無 4 標準的な設定で約10年程度作動することにより長期留置を可能とする積層型構造を有する電源の有無
---------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-144-(1)-①	単極又は双極用／標準型	3540000	—	710010059	次のいずれにも該当すること。 （ア）接続する左室リードの電極が単極又は双極であること。 （イ）〔単極又は双極用／自動調整機能付き〕、〔単極又は双極用／抗頻拍ペーシング機能付き〕、〔単極又は双極用／長期留置型〕に該当しないこと。
Ⅱ-144-(1)-②	単極又は双極用／自動調整機能付き	4150000	—	710010759	次のいずれにも該当すること。 （ア）接続する左室リードの電極が単極又は双極であること。 （イ）右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。 （ウ）〔単極又は双極用／抗頻拍ペーシング機能付き〕に該当しないこと。
Ⅱ-144-(1)-③	単極又は双極用／抗頻拍ペーシング機能付き	4400000	—	710011098	次のいずれにも該当すること。 （ア）接続する左室リードの電極が単極又は双極であること。 （イ）右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。 （ウ）頻拍変動感知型抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。
Ⅱ-144-(1)-④	単極又は双極用／長期留置型	3720000	—	710011099	次のいずれにも該当すること。 （ア）接続する左室リードの電極が単極又は双極であること。 （イ）それぞれ独立分離した陽極、陰極及びセパレータを多層に積層した積層型構造を有する電源を備えているものであること。 （ウ）患者の皮下に植え込んだ状態で、標準的な設定において約10年程度作動することが、薬事承認又は認証事項に明記されていること。
Ⅱ-144-(2)-①	4極用／標準型	3260000	—	710010690	次のいずれにも該当すること。 （ア）接続する左室リードの電極が4極であること。 （イ）〔4極用／自動調整機能付き〕、〔4極用／抗頻拍ペーシング機能付き〕、〔4極用／長期留置型〕に該当しないこと。
Ⅱ-144-(2)-②	4極用／自動調整機能付き	4410000	—	710010761	次のいずれにも該当すること。 （ア）接続する左室リードの電極が4極であること。 （イ）右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。 （ウ）〔4極用／抗頻拍ペーシング機能付き〕に該当しないこと。

Ⅱ-144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発1130第2号／令和4年11月30日にて改正

Ⅱ-144-(2)-③	4 極用／抗頻拍ペーシング機能付き	4750000	—	710011100	次のいずれにも該当すること。 (ア) 接続する左室リードの電極が4 極であること。 (イ) 右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。 (ウ) 頻拍変動感知型抗室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。
Ⅱ-144-(2)-④	4 極用／長期留置型	4180000	—	710011101	次のいずれにも該当すること。 (ア) 接続する左室リードの電極が4 極であること。 (イ) それぞれ独立分離した陽極、陰極及びセパレータを多層に積層した積層型構造を有する電源を備えているものであること。 (ウ) 患者の皮下に植え込んだ状態で、標準的な設定において約10 年程度作動することが、薬事承認又は認証事項に明記されていること。

留 意 事 項	【Ⅱ-144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器】				
	(1) 両室ペーシング機能付き植込型除細動器は、施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長等に届け出た保険医療機関において、以下のいずれにも該当する患者に対して使用した場合に算定する。 ただし、薬事承認又は認証された使用目的以外に用いた場合は算定できない。 (ア) a 又は、b 又は c の基準を全て満たすこと。 (a) (i) NYHAクラスⅡ、(ii) 左室駆出率30%以下、(iii) QRS幅150ms以上、(iv) 左脚ブロック、(v) 洞調律 (b) (i) NYHAクラスⅢ又はⅣ、(ii) 左室駆出率35%以下、(iii) QRS幅120ms以上 (c) (i) 左室駆出率50%以下、(ii) ペースメーカー又は植込み型除細動器の適応、(iii) 高頻度に心室ペーシングに依存することが予想される (イ) 次のいずれかに該当すること。 (a) 致死性不整脈による心停止に伴う意識消失の既往を有する患者 (b) 血行動態が破綻する心室頻拍又は心室細動の既往を有する患者 (c) 非持続性心室頻拍が確認され、かつ電気生理学的検査により心室頻拍又は心室細動が誘発される患者 (2) 両室ペーシング機能付き植込型除細動器の移植術を行った患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付する。				

Ⅱ-147 内視鏡用粘膜下注入材（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発1130第2号／令和4年11月30日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 （１）薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「内視鏡用粘膜下注入材」であること。 （２）内視鏡的粘膜切除術を施行する際に病変部位の粘膜下層に注入することにより、その部位に滞留して粘膜層と筋層との間を解離し、粘膜層の隆起を維持して病変部位の切除又は剥離の操作性を向上させるヒアルロン酸ナトリウム溶液又は、アルギン酸ナトリウム溶液又はペプチド水溶液であること。
----	---

機能区分	（該当なし）
------	--------

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-147	内視鏡用粘膜下注入材	5880	ー	710010064	（該当なし）

留意事項	（該当なし）
------	--------

Ⅱ-151 デンプン由来吸収性局所止血材（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発1130第2号／令和4年11月30日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 -(1)-1 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」であること。 -(2)-2 止血を目的として使用するデンプン又は酸化再生セルロース由来の吸収性局所止血材であること。
----	---

機能区分	使用目的により、標準型及び織布型の合計2区分に区分する。
------	------------------------------

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-151-(1)	標準型	1g当たり 12700	-	710010273	〔織布型〕に該当しないこと。
Ⅱ-151-(2)	織布型	1cm2当たり 48	-	710010292	織布状であること。

留意事項	(該当なし)
------	--------

Ⅱ-168 心腔内超音波プローブ（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発1130第2号／令和4年11月30日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（５１）医療用嚢管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系血管内超音波カテーテル」又は「再製造中心循環系血管内超音波カテーテル」であること。 2 心臓及び大血管の画像診断を目的に使用する、フェイズドアレイ式の超音波トランスデューサーが内蔵されたイメージングカテーテルであること。 3 断層撮影法、Mモード法及びドプラ法の機能を有すること。
----	--

機能区分	磁気センサーの有無により、標準型及び、磁気センサー付き及び再製造の合計-2-3 区分に区分する。
------	--

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-168-(1)	標準型	299000	-	710010641	〔磁気センサー付き〕、〔再製造／標準型〕に該当しないこと。
Ⅱ-168-(2)	磁気センサー付き	327000	-	710010642	電気生理学的検査において多電位差測定に必要な情報処理を行う三次元カラーマッピングシステムとともに使用するための磁気センサーを有すること。
Ⅱ-168-(3)-①	再製造／標準型	209000		710011174	(ア) 〔磁気センサー付き〕に該当しないこと。 (イ) 〔標準型〕の再製造品であること。

留意事項	【Ⅱ-168 心腔内超音波プローブ】 (1) 磁気センサー付きを算定する場合は、区分番号「K 5 9 5」経皮的カテーテル心筋焼灼術の「注1」三次元カラーマッピング加算は算定できない。 (2) 再製造の標準型を使用する場合は、再製造品であることについて文書を用いて患者に説明すること。
------	---

Ⅱ-220 経消化管胆道ドレナージステント（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発1130第2号／令和4年11月30日にて改正

赤字：事務連絡／令和5年1月31日にて訂正

定義	次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（5 1）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「経消化管胆道ドレナージステント」であること。 (2) 経消化管的に挿入し、超音波内視鏡下で消化管と胆管の間にドレナージルートを形成及び維持することを目的として使用する金属製の自己拡張型の経消化管胆道ドレナージステント留置システム（デリバリーカテーテルを含む。）であること。 (3) デリバリーカテーテルについては、消化管と胆管の間にドレナージステントを留置する機能を有していること。 (4) 胆道ステントセットに該当しないこと。
----	--

の機能 考 え 区 分	(該当なし)
-------------------------	--------

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-220	経消化管胆道ドレナージステント	289000	-	710011175	(該当なし)

留意事項	【Ⅱ-220 経消化管胆道ドレナージステント】 経消化管胆道ドレナージステントについては、関連学会が定めるガイドラインに従って使用された場合において、一連の治療につき原則として1個を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から2個以上使用する必要がある場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
------	--

Ⅱ-221 経皮的心肺補助システム（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発1130第2号／令和4年11月30日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「ヘパリン使用経皮的心肺補助システム」であること。 (2) 心肺、補助循環又は経皮的心肺補助法を実施する際に、血液ガス交換を目的に使用する人工肺であること。 (3) フィルム膜、中空糸膜等を介して血液ガス交換を行うものであること。 (4) ガス交換部及びガス交換部と一体の熱交換器（冷却又は加温することにより体温の温度調整を行うものであって、ヘパリン処理されたものを含む。以下同じ。）の全部又は一部を有すること。 (5) 遠心ポンプ、人工肺及び熱交換器が一体型であること。 (6) 薬事承認又は認証事項として、1 4 日間の使用が可能であることが明記されていること。
----	---

の機能区分	(該当なし)
-------	--------

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
Ⅱ-221	経皮的心肺補助システム	535000	-	710011176	(該当なし)

留意事項	(該当なし)
------	--------